

北条泰時執政期における 鎌倉幕府法効力の再検討 ——長又高夫氏のご批判に接して——

古澤直人

一 はじめに

かつて筆者は鎌倉幕府法効力を考察して、弘安年間頃までの幕府法の古典的なあり方にかんする限り、幕府裁許不履行行為に対して特別の科罪が行われず、同一内容の裁許が繰り返し発給されている点で、幕府裁判には強制執行力が存在しなかったことを論じた。そしてその背景には、御家人処罰権を独自に行使しにくい執権の政治的立場や判決の確定力欠如の問題があること、さらに所務にかんする強制力を備えた地方支配システムを欠いていたことなど、当該期の権力構造や権力関係から所務にかんする強制執行が行われなかったのは必然的な問題であったことを指摘した¹⁾。

しかし、近時長又高夫氏は『御成敗式目編纂の基礎的研究』所収の新稿「本所訴訟から見た北条泰時執政期の裁判構造」において、如上の筆者の見解に対する批判の労をとられ、「泰時執政期においても傍輩＝御家人に判決の執行を命じていた」と論じられた²⁾。長又氏の新稿は、北条泰時執政期と限定されてはいるが、当該期の「判決の効力」にかんする拙論に対する

1) 拙著『鎌倉幕府と中世国家』（校倉書房、1991年）Ⅲ章、とくに208頁以下。

2) 長又高夫『御成敗式目編纂の基礎的研究』（汲古書院、2017年）257頁。

全面的なご批判であるので、長又氏の新説について吟味し、ご批判の対象となった拙論の当否を検証することにしたい。

二 追加法19条の解釈をめぐって

長又氏は、「幕府訴訟制度の礎を築いた泰時が、判決不履行に対し、どのような態度で臨んだのかという点」を明らかにするため、「判決の執行について泰時の発した法令を挙げ、検討してみたい。」とされ、次の六波羅探題宛ての関東御教書（追加法19条）を掲げて、この史料を軸に拙論批判を展開された。

寛喜二年（1230）十一月七日関東御教書（追加法19条³⁾）

一 西国庄公新補地頭、并本補輩之中、依領家預所訴訟、^{a1}或逐一決被裁断、^{b1}或証文加^{〔脱アルカ〕}下知事等、重時朝臣時盛雖令施行、正員及代官、^{c1}不承引之族有其数云々、且御成敗似不事行、且諸人之訴訟不落居之条、旁以不便也、於自今以後者、^{d1}令^{〔二ヶ度脱カ〕}下知之上、^{e1}尚不叙用者、可被注申也、^{f1}傍輩向後相鎮之様、^{g1}可有御計、^{h1}定後悔出来歟之由、兼遍可触仰之状、依鎌倉殿仰執達如件、

寛喜二年十一月七日

(泰時)
武蔵守 判

(時房)
相模守 判

(重時)
駿河守殿

(時盛)
掃部助殿

長又氏は、右史料の大意を次のように示されている。

3) 佐藤進一・池内義資編『中世法制史料集・第一巻』岩波書店、1955年。以下、追加法の引用はすべて同書による。

西国庄公の新補地頭、本補地頭の別なく、領家預所からの訴訟により、対決の上、裁許に預かった際も、或いは提出された証文に基づき下知が下された際も、六波羅探題の二人が判決を施行しようとする、地頭正員や地頭代が、これを受け入れないケースが多いという。御成敗が事行かず、訴訟が落居しないのは、諸事不都合であるので、今後判決を下した後、これに従わない場合は、その事を関東に注進した上で、御家人（傍輩）を現地に派遣し、沙汰付するように手配せよ。下知に従わない場合は、後悔することになると触れ仰せよ（下線一引用者）。

以上の大意を示されていることにより、我々は追加法19条全体および個々の文節についての長又氏の法解釈を明瞭に把握することができる。さて、本史料を解釈する上で第一に留意すべき点は、この史料が判決の執行にかんして発せられた法令かどうかという点である。

『中世法制史料集・第一巻』によれば、まず、この追加法19条は、『新編追加』を底本とし、『近衛家本追加』を対校本とし、『吾妻鏡』寛喜二年十一月七日条が参考として挙げられている。『吾妻鏡』寛喜二年十一月七日条は追加法19条の立法にかんして次のような記事を載せている。

西国庄公地頭中、依_レ領家預所訴_レ、被_レ糺断_レ之時、二ヶ度令_レ下知_レ之上、猶不_レ叙用_レ者、可_レ注申_レ之由、又被_レ仰_レ六波羅_レ云々⁴⁾

この『吾妻鏡』の記事は、〈領家預所の訴訟を糺明する時に、二ヶ度までは下知し、なお叙用しない場合は関東に注進せよと再度六波羅に申し送った〉という内容となっている。追加法19条の「於_レ自今以後_レ者」以後の部分に該当し、立法の肝心な部分の忠実な取意文と思われる⁵⁾。新規立法部分にかんする『吾妻鏡』の取意文では、追加法19条の「令」の文字の前に「二ヶ度」という文字が記されており⁶⁾、『吾妻鏡』のテキストが正しく原

4) 『新編増補国史大系吾妻鏡』第3巻、99頁。

5) 後記のごとく、「於_レ自今以後_レ者」以前の文脈は、現状認識を示したものであり、以後はこの時の新規の立法である。

6) 『中世法制史料集・第一巻』69頁の追加法19条の頭注では、「令上鏡有二ヶ度恐是」とされ、『吾妻鏡』の記述が正しいという推定を記されている。

文を反映しているとすれば、この追加法が基本的には召文三ケ度違背にかんする追加であるという可能性が浮上する⁷⁾。つまり「二ケ度」までは「下知し」(＝相い触れ)「尚」(つまり三ケ度目)出頭しなかったら鎌倉へ注進せよ、という立法であったということになる。その可能性を高める傍証は次の追加法30条の規定である⁸⁾。

寛喜三年(1231)五月十三日関東御教書(追加法30条)

一 諸国守護人地頭、或正員或代官、依_レ領家預所之訴訟_ニ、自_レ六波羅_ニ、^{a2}為_レ遂_ニ対決_ニ遣_テ召文_ニ、^{b2}為_レ停_ニ止非法_ニ、加_テ下知_ニ之処、^{c2}不_レ承引_ニ之族在_レ之云々、^{d2}二ケ度者可_レ相触_ニ、^{e2}及_テ三ケ度_ニ者、可_レ注_テ申_ニ関東_ニ之由、^{f2}先日被_テ仰下_ニ畢、而^{g2}存_ニ優如之儀_ニ、不_レ被_テ申_ニ之由、有_ニ其聞_ニ、事実者、^{h2}狼藉争可_レ相鎮_ニ哉、於_レ自今以後_ニ者、無_ニ容隱_ニ可_レ令_ニ言上_ニ給_ニ之状、依_テ鎌倉殿仰_ニ、執達如_レ件、

寛喜三年五月十三日

(奏時)
武藏守 判

(時房)
相模守 判

(重時)
駿河守殿

(時盛)
掃部助殿

追加法30条の下線部「^{f2}先日被_テ仰下_ニ」は追加法19条を指す可能性が高いものと推察される。そして追加法19条の^{a1~e1}が追加法30条の^{a2~e2}に対応すると考えられる⁹⁾。この点が認められるならば、追加法30条と対照することによって、追加法19条の史料解釈を深めることができる。追加法30条

7) もちろん、「二ケ度」という文言を『吾妻鏡』によって補ったからといって、追加法19条が召文違背ではなく、下知違背にかんする追加であるという可能性は排除できないと認識している。

8) 追加法30条の法解釈については、前掲拙著102頁～103頁も参照されたい。

9) 追加法19条の^{a1}の「或逐_ニ一決_ニ被_テ裁断_ニ」について底本とした『新編追加』では裁の文字の上に「載」の文字があり、『中世法制史料集・第一巻』では、『近衛家本追加』によって、この「載」の字を削っているのだが、^{a1}の文節は落ち着きが悪いと思われる。

の引用する追加法19条の内容は、「二度までは（召文を）下し^(c2)、三ケ度（違背）に及んだ場合は、関東へ注進せよ^(d2)、と召文違背に比重をおいていることが知られる¹⁰⁾。

さて、以上の点を前提にした時、追加法19条の前半部の解釈で問題になるのは次の二点である。

第一は、下線部^{b1}「(脱アルカ)或証文加_三下知_一」という手続きの理解である。長又氏は、領家預所から（訴状・）証文が提出され、西国地頭等からも（陳状・）証文が提出され、両者の提出した証文の理非が顕然であったために、のちに式目49条に規定された「両方理非顕然之時」には「雖_レ不_レ遂_二対決_一、直可_レ有_二御成敗_一」という手続きによって下された下知と理解されている¹¹⁾。長又氏の理解によると、本所と地頭等が六波羅を介して訴陳の交換とそれにとまなう証文の提出を行い、訴えに対する最終的な判断として下されたのが、この下線部^{b1}「(脱アルカ)或証文加_三下知_一」という文言の意味ということになる。

かつて筆者は、この下線部^{b1}について、本所の申状・証文のみに依拠したいわゆる一方的な裁許の一類型と理解を示した¹²⁾。長又氏はこうした理解について「これは誤りであろう」と批判されたが¹³⁾、筆者がそう判断した根拠の一つは追加法30条である。

19条の下線部^{b1}に相当するのは30条の下線部^{b2}「為_レ停_三止非法_一、加_三下知_一」であり、30条の文脈では（訴えられた）非法停止の下知を加えたものと理解される。双方の証文が提出され、その証文の理非の懸隔つまり後の式目49条の法理により下されたと考えるより、領家預所の申状・証文のみで非法停止の内容を含んだ事実者型の下知や問状御教書などが下されたと理解するほうが蓋然性は高いではないだろうか。「^{c1}不_レ承引_一之族有_二其

10) もっとも六波羅探題は、追加法19条における関東からの指示にもかかわらず、三ケ度違背という有責行為を大目にて関東へ注進しないと追加法30条では指摘されている。

11) 長又氏、前掲書、248頁、273頁および本文に引用した大意による。

12) 前掲、拙著101頁～102頁、125頁。

13) 長又氏、前掲書、273頁。

数_{云々}」までの現状認識に対して、「且御成敗似_レ不_二事行_一、且諸人之訴訟不_二落居_一之条、旁以不便也。」という関東の判断を示しているのだが、ここでは、〈訴訟手続が進行せず、諸人訴訟が落着かないので、不都合である〉、と訴訟手続が終了しない点を問題としているように思われる。

第二は、追加法19条の「重時朝臣時盛雖_レ令_二施行¹⁴⁾」という文言の解釈である。この「施行」の内容を、長又氏は「六波羅探題の二人が判決を施行しようとする」とそのまま大意に記されているのだが、具体的には、判決の執行と解されている。しかし、この「施行」は「命令を伝達すること」あるいは文書を発給することそのものを指すものであろう。氏の記述では、幕府法にみえる「施行」文言をただちに「判決の執行」と理解され記されている解釈がまま見られるが、そう解釈できる用例はきわめて少ないのではないだろうか¹⁵⁾。

以上の理解が正しいとすると、泰時・時房による、本新地頭に対する西国領家・預所訴訟にかんする現状認識を示した、追加法19条の前半部分の意味はおよそ次のように解釈される。

(追加法19条前半部の大意) 西国庄公の新補地頭、本補地頭たちの中に、領家預所からの訴訟により、対決のため召文を下したり、或いは(訴状・)証文に基づき(訴えられた内容の非法)停止という内容の下

14) 傍点は引用者、とくに断らない限り、以下同じ。なお長又氏、前掲書256頁参照。

15) 鎌倉幕府法における「施行」の用例をみると、鎌倉後期の例では命令を実施するという意味でも使われている(追加法671条、709条、721条、および追加法481条・482条など。但し追加法481条・482条は公家法とその施行である)。しかし中期の例をみると、文暦2年(1235)年の追加法81条では文書の発給もしくは伝達の意味で、寛元元年(1243)の追加法213条では下知状を作成することの意味で使われている。なお、鎌倉幕府の施行状について全面的な検討を行った亀田俊和氏も「鎌倉幕府施行システムの基礎的研究」(阿部猛編『中世政治史の研究』日本史史料研究会、2010年)において、「鎌倉幕府施行状は、基本的に宛所は持たないが、内容的に単に上意を取り次いで当事者に宛てて出されるだけの当事者宛施行状であることである。従って、施行状に基づいて出される遵行状の類は、鎌倉幕府ではほとんど見られない」と指摘されている。施行状の文書様式については、熊谷隆之「『六波羅施行状について』(『鎌倉遺文研究』8号 2001年)が詳しい。

知を加えることについて、(六波羅探題の)重時・時盛が文書を発給しても、地頭正員や地頭代が、これを受け入れないケースが多いという。訴訟処理が進行せず、訴訟が落居しないので、はなはだ不都合である。

次に、こうした現状認識にもとづいた今後の対策を示しているのが、「於_二自今以後_一者」以後の後半部分である。前述のごとく、この部分こそ新規立法の内容で追加法19条の核心部分だと思われる。

長又氏が示された解釈でもっとも気になったのが^{a1}「傍輩向後相鎮之様、^{a1}可_レ有_二御計_一」の部分である。長又氏の解釈を分かりやすく分解して示すと次のように分析されよう。

「傍輩」＝〈御家人（一般）を〉

「向後相鎮之様」＝〈現地に派遣し〉

「可_レ有_二御計_一」＝〈沙汰付するように手配せよ。〉

これらの解釈はいずれも支持できない。まず、この「傍輩」は御家人一般ではなくて、この追加法中^{a1}、^{b1}の手続きで、六波羅探題の指令伝達（施行）を「^{a1}不_二承引_一之族」（「正員及代官」という意味での限定された御家人であろう）。

次に、「向後相鎮之様」についても、そうした^{a1}の〈六波羅探題の指令伝達を受け入れようとしないう正員及代官らの乱れた行動が今後しづまるように〉という意味に解される。追加法30条の^{b2}を参照すれば、「^{a1}傍輩向後」は「狼藉」と言い換えることが可能な意味内容と推知される。

さらに「可_レ有_二御計_一」の「御計」を〈沙汰付〉と解釈するのは相当に飛躍した解釈ではないだろうか¹⁶⁾。「可_レ有_二御計_一」という文言は、「可_レ有

16) 管見では、鎌倉幕府法で「沙汰付」に明確に踏み込んだのは、弘安七年の「新御式目」冒頭に掲げられた追加法491条である。この点は前掲、拙著226頁以下を参照されたい。なお、六波羅使節の検出と分析を長年にわたって続けられている外岡慎一郎氏の名著『武家権力と使節遵行』（同成社、2015年）9頁以下によっても、検断沙汰にかかわる「狼藉」ではない、所務にかんする強制執行の例は弘安年間以前には確認できないように思われる。この点は後述する政策志向と実際の運用の違いという点にかかわる。

「別御計」¹⁷⁾ という表現をとることもあるが、植木直一郎氏の分類でいう「執法者の自由裁量」¹⁸⁾ にあたるもので、具体的な内容を決められない場合に使用される文言と考えられる。長又氏が解釈されるように〈沙汰付するように手配せよ。〉という意味であれば、かかる表現はとらないであろう。

以上の理解を前提に、後半部分つまり前半部の現状認識を踏まえた追加法19条の立法の大意はおおよそ次のように解釈できよう。

(追加法19条後半部の大意) 今後、(二ケ度)までは相い触れ、(三ケ度目)受け入れなかったなら鎌倉へ注進せよ、六波羅探題の指示命令を承引しない者たちの乱れた行動が今後おさまるようになんらかの処置をしよう。(それゆえ不承引を続ければ)きっと後悔するであろうとあらかじめひろく触れよ。

前半部の現状認識を踏まえた新規立法である後半部の解釈について、これを下知違背にかんする立法で判決の執行にかかわるものと解釈する余地を完全には排除できないが、基本的には召文違背にかんする立法と考えられる。そして三度目の違背は関東へ注進せよというのがこの追加法による六波羅への指令の中核部分だと思われる。

しかし、半年後に出された追加法30条によれば、この指令は実行されなかった。六波羅では、西国地頭らの三度目の違背を大目にみて関東へ注進しない⁸²⁾という〈聞こえ〉を指摘して、それでは狼藉が鎮まらないので、今後は「容隠」なく、どうぞ「言上」ください、と再び関東への注申を丁寧⁸³⁾に伝えている。

以上、氏が考察の軸にすえられた追加法19条にかんする限り、御家人に判決の執行を命じた法令とはいえないことを指摘した¹⁹⁾。

17) 式目24条、追加法235条、追加法330条など。

18) 植木直一郎『御成敗式目研究』岩波書店、1930年、304頁以下。

長又氏によれば、〈追加法19条で、判決不履行に対して御家人に対して判決の執行を命じたが、改善がみられなかったため、嘉禎四年（1238）に次の決定がなされた〉として、次のように追加法94条とその関連立法である追加法152条を引用して議論され、拙論に対する批判を行われているので、次に追加法94条について検討しておきたい。

三 追加法九四条の解釈をめぐって

嘉禎四年九月九日関東御評定（追加法94条）

一 新補并本地頭不_レ叙_二用御下知_一事

右、新補地頭者、云_二本司跡_一、云_二新補率法_一、不_レ可_レ混_二領兩様_一之由、被_二下知_一之処、不_レ叙_二用其状_一、猶令_二違犯_一者、改_二易其所_一、可_レ被_二充_二行勲功未給之輩_一也、

次本地頭之輩、或背_二先例_一、或違_二父祖例_一之由、訴訟之時、不_レ從_二御下知_一者、召_二其所_一、可_レ被_二充_二行官仕忠勞輩并所知之替_一也、（以下略）

長又氏の追加法94条に対する解釈は次のようである。

業を煮やした泰時は、判決を叙用しない者に対する処罰を右のように決定した。即ち、両様混領の下知に従わない新補地頭の場合は所領を「改易」し、該所領を「勲功未給之輩」に与え、先例や父祖の例に従わない本補地頭の場合は、所領を召し、該所領を「官仕忠勞輩并所知之

19) 長又氏が「泰時執政期においても傍輩＝御家人に判決の執行を命じていたのである。」（前掲書、257頁）として注（92）に挙げられた『高野山文書又統宝簡集二十』正嘉元年8月日「紀伊丹生屋村地頭品河清尚訴状」（『鎌倉遺文』8137号）は、狼藉・刃傷にかかわる事案で純粋に所務の事例とはいえない。さらに、この相論での「六波羅殿御使（御使）」の活動は「境相論」にかんし両方提出した絵図の収集である。これは、筆者が判決の執行にかかわる幕府使節の活動としては、《荘園公領制下における支配の枠組みの画定》にかかわる惣検注や境相論などにほぼ限定して認められるとした問題にあたっている（前掲、拙著、207頁）

替」として与えるというものであった。

筆者も、この史料については、下知不叙用というという事態を対象として制裁を定めた比較的早い時期の立法として取り上げ、次のように解釈した²⁰⁾。

「本司得分・新補率法の両様混領を禁じた幕府下知に違反した新補地頭については改易」

「本地頭についても先例違反に関する訴訟に関して(先例を遵守を命ずる)幕府下知に従わざる者は所領没収」

力点に違いはあるが、内容の理解についてはとくに異論はない。ただこの追加には、次の文章が続いていて、この法令とその関連立法である追加法152条を考える上では不可欠の部分と思われ、氏がこの部分を省略されたのは理解できない。

次御祈勤仕人之跡事，有_下如_二先条_一之子細_上者，召_二其所_一，可_レ充_三給御祈勤仕之仁_二也，但_レ已上三ヶ条，就_レ此式目_一，所々訴訟定多出来歟，委細糺明可_レ有_二御成敗_一，

新補地頭，本地頭に次いで、御祈勤仕人跡²¹⁾についても同様に所領没収として将軍家護持僧に給与するというのだが、問題は下線部である。この三ヶ条については訴訟が大量に提起されることが立法の際に予想されるものだったので、とくに慎重な審理を求めたのである。

二年後の仁治元年（1140）11月23日、追加法94条で予想したまさにその理由によって、次のように「所領没収」という罰則を変更した。

一 本司新司両様混領事 仁治元 十一 廿三評

右，被_レ召_二所領_一者，就_レ之所々訴訟無_二尽期_一歟，仍可_レ被_レ召_二籌屋用途_一也，（下略・追加法152条）

この立法で本司新司両様混領について所領没収を規定した追加法94条

20) 前掲，拙著226頁。

21) 『中世政治社会思想』上(岩波書店，1972年)，101頁頭注参照。

を修正し、「箒屋用途」の徴収へと処罰を大幅に軽減した。

この修正立法について、氏は拙論を次のように要約されて批判された。

古澤直人氏は、立法者は当初から追加法94条を適用できないことを認識していたのであり、「所領没収」の制裁を以て処理する能力」すらなかったと評価された。だが、むしろこの立法は、実効性を考え、現実的に対処したものと評価すべきではないだろうか。

この要約はやや正確ではない。拙論は追加法94条の但書を踏まえて次のように記したのである。

幕府は、大量に提訴される本新地頭の「越権」行為に対し、これを「委細糺明」の上、「所領没収」の制裁を以て処理する能力など有していなかったのである。

つまり「所領没収」の前提には、「本司新司両様混領」について、幕府が現地を具体的に調査し違反を確定する必要があると考えられるのだが、そうした「委細糺明」をした上で所領を没収する能力は幕府にはない、ということである。もし所領没収措置をすれば、本所側から「本司新司両様混領」にかんする同様の訴えが大量に提起される事態を94条では「所々訴訟定多出来歟」と予想した。152条では「所々訴訟無_レ尽期_レ歟」とより深刻な判断をした。氏のように「実効性を考え、現実的に対処したものと評価」することも可能だが、所領没収を期待した本所からの大量の訴訟提起とその「委細糺明」は、幕府の能力を超えたのであって、立法時に懸念されたまさにその理由で、所領没収という厳罰から箒屋用途徴収へと大幅な後退をせざるを得なかったと考えた方が適切なのではないだろうか。その意味で氏の批判は受け入れられない²²⁾。

22) 長又氏は判決の執行にかかわるものとして追加法81条と84条を挙げられている。これらは文暦2年7月23日の「条々」として六波羅に送られた十箇条の追加の二箇条である。82条が「問注」の場所についての規定であることから推定されるように、判決以前の訴訟手続にかんする規定と思われ、「幕府判決の執行を命ずる六波羅宛の御教書」(長又氏、前掲書、258頁)にかんする規定ではないように思われる。

おわりに

以上、追加法19条の解釈は立場を異にするが、追加法94条の内容理解に関して、長又氏と筆者で大きな違いはない。にもかかわらず、なにゆえ評価が大きく違ってくるのだろうか。それは筆者と長又氏では立論の重点が異なっていることによろう。長又氏が「泰時が判決不履行に対し、どのような態度で臨んだのかという点」²³⁾つまり「立法者の思想」に視点を置いたものであるに対して、筆者の議論は具体的にどのように対処したのか、あるいはしえたのかという点を重視している。つまり当為か実在かという力点の違いが存するのである。94条で新補地頭や本地頭の「下知不叙用」という行為に対して、改易という処罰を一度は規定しているように、判決不履行に対して、北条泰時はすくなくとも厳格に対処しようとする意思を示した。泰時は本所側の預所の非法についても改易の申入をすることを定めて、同様の姿勢を示している²⁴⁾。その意味で、長又氏の課題設定に従えば、泰時は判決の執行に意を用いている²⁵⁾。しかしいったん実在の世界をみると、たんなる所務の押領や非法のみでは所領・所職の没収という厳罰に及んだ事例は見られず、幕府裁許への違反行為を理由に制裁に及んだ事例も、泰時執政期を含めたいわゆる執権政治期の幕府の所務沙汰裁許では見られないのである²⁶⁾。その点で、下知違背の咎が成立し適用された鎌倉

23) 長又氏、前掲書、256頁。

24) 追加法87条、113条など。

25) 筆者もこの関係すなわち立法者の意思と現実起こっていた事態との差違について、以下のよう注意して記しておいた。

「もとよりそうした幕府裁許を当事者に強制しようとする動きが本節で対象とした時期においても存在しなかったわけではない。むしろ、幕府権力意思の在地への貫徹という課題は、この時期にあっても一貫してその底流に存在したというべきであろう。このような問題を念頭におきつつも、本節においては、幕府法の古典的段階における幕府裁許の構造面をさしずめ典型的な形で描くことで、その効力の本質＝限界面とそれに関わる諸問題を指摘した」(前掲、拙著210頁)。

26) 前掲拙著190頁以下。長又氏は筆者の示す制裁事例が経時執政期以降のものとは指摘されるが、泰時執政期を調査対象から除外したわけではない。

末期とは明確に異なっていて、泰時も判決の執行に意を用いていたという点だけを強調すると、事態の変化が捉えにくくなってしまわないだろうか。その意味で、古典的段階における幕府法効力の本質（限界）として判決執行力の欠如という問題を挙げた拙論の論旨はなお有効である、というのが本稿のさしあたっての結論である。

Reexamination of the Effects of Kamakura Bakufu Legislation
during the Yasutoki-Hōjō (北条泰時) regency

Naoto FURUSAWA

《Abstract》

According to my theory, legislation in the Kamakura period concerning compulsory execution only appeared in the 1280s. The epoch-making nature of this event was the application of legal measures named *Gechihaino-toga* which intended to punish all violations against judgements issued by the Bakufu.

Recently, Takao Nagamata has published a new theory. He claims that, in the Kamakura period, compulsory executions appeared before the 1280s in the Yasutoki-Hōjō regency.

This paper re-examines this difference of opinion and concludes that Yasutoki-Hōjō intended to perform compulsory executions before the 1280s but could not carry out his intentions before that date.